

「週休2日確保工事実施要領」の運用

1. 用語の定義等

(1) 対象期間

着工日から竣工日までの期間をいい、下記の期間は含まない。

- ・ 年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間
- ・ 工場製作のみを実施している期間
- ・ 工事全体を一時中止している期間
- ・ 上記以外で発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

※着工日：着工届を受理した日

竣工日：工事完成届を受理した日

※発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

例：支障物件の移設により現場の進捗が見込めない期間

他機関との協議により現場の進捗が見込めない期間

一時・一部中止期間 等

(2) 4週8休以上

現場閉所率の計算は、次の計算に基づくこと。

現場閉所率＝現場閉所日数

÷（着工日から竣工日までの日数－年末年始休暇7日間

－夏季休暇4日間－工場製作のみを実施している期間

－工事全体を一時中止している期間

－発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間）

※発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

例：支障物件の移設により現場の進捗が見込めない期間

他機関との協議により現場の進捗が見込めない期間

一時・一部中止期間 等

2. 工事費の補正について

(1) 各経費の補正

週休2日の実施による工事費については、各経費に下表1～8の補正係数を乗じるものとする。

表1 土木工事の場合の補正係数

区分	4週8休以上 (月単位)	4週8休以上 (通期)
労務費	1.04	1.02
機械経費(賃料)	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

※工場製作に要する費用、見積により機労材一式の施工単価については補正の対象としない。

表2 土木工事の場合の補正係数(市場単価)

名称	区分	4週8休以上 (月単位)	4週8休以上 (通期)
鉄筋工		1.04	1.02
ガス圧接工		1.03	1.02
インターロッキング	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工(落石防護網)		1.02	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01
吹付砕工		1.03	1.01
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.03	1.02

名称	区分	4週8休以上 (月単位)	4週8休以上 (通期)
道路植栽工	植樹	1.04	1.02
	剪定	1.04	1.02
公園植栽工		1.04	1.02
橋りょう用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01
橋りょう用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.01	1.00
グレーピング工		1.01	1.00
軟弱地盤処理工		1.02	1.01
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01

表3 土木工事の場合の補正係数（標準単価）

名称	区分	4週8休以上 (月単位)	4週8休以上 (通期)
区画線工		1.04 ●	1.02 ●
高視認性区画線工		1.04 ●	1.02 ●
橋りょう塗装工		1.03 ●	1.01 ●
構造物とりこわし工	機械	1.03 ●	1.02 ●
	人力	1.04 ●	1.02 ●
コンクリートブロック積工		1.04 ●	1.02 ●
排水構造物工		1.04 ●	1.02 ●
鋼製排水溝設置工		1.04	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.02	1.01
	高所作業車	1.02	1.01
表面含浸工	固定足場	1.04	1.02
	高所作業車	1.04	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.04	1.02
	高所作業車	1.04	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.04	1.02
	高所作業車	1.04	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.04	1.02
	高所作業車	1.04	1.02
防草シート設置工		1.03	1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.02	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.04	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02

名称	区分	4週8休以上 (月単位)	4週8休以上 (通期)
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.04	1.02
機械式継手工		1.04	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.03	1.02
ノンコーキング式コンクリート		1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00
浸食防止用植生マット工		1.04	1.02
支承金属溶射工		1.04	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管		1.03	1.02

※表3の「●」は、積算システムにおいて自動的に補正に係る単価を示す。

(注意事項)

① 労務単価の補正

- ・積算システムにおいて自動的に補正に係らない単価の取扱
表4に示す労務単価コードは、工場製作の労務単価のため、積算システム上で週休2日補正が自動的に行われないプログラムとなっている。
については、当該労務単価を現場作業で用いる場合は、登録単価(W単価やF単価)において補正後の労務単価を登録し、積算すること。
- ・積算システムにおいて自動的に補正に係る単価の取扱
表4に示す労務単価コード以外は、週休2日補正は自動的に計算されるため、労務単価コードをそのまま入力して、積算すること。

② 機械賃料の補正

機械経費(賃料)を登録単価として計上する場合は、補正後の単価を登録し、積算すること。

表4 積算システムで補正されないコード

コード	名称
R0530	橋りょう塗装工
R3010	機械設備製作工
R3020	機械設備据付工
TM601	工場製作工数単価(直接労務単価)
TM611	工場製作工数単価(直接労務単価)
TM652	船舶製作工
TM653	機械設備製作工
TM654	機械設備据付工

③ 端数処理

各補正係数を乗じたあとの週休2日の補正後単価の端数処理は以下のとおりとする。

- ・労務費: 労務費の週休2日補正済み単価の端数処理は、小数点以下切り捨てとする。
- ・機械賃料: 機械賃料の週休2日補正済み単価の端数処理は、有効3桁止め(4桁目四捨五入)とする。
- ・市場単価・標準単価: 市場単価及び標準単価の週休2日補正済み単価の端数処理は、小数点第3位切り捨て2位止めとする。

表5 建築工事関係工事（建築工事、電気工事、機械工事）複合単価の補正率

	4週8休以上 (月単位)	4週8休以上 (通期)
労務費	1.04	1.02

※改修割増率を適用した場合はさらにこれに乗じる。

表6 建築工事の場合の補正係数（市場単価等）

工種	摘要	4週8休以上 (月単位)		4週8休以上 (通期)	
		新営	改修	新営	改修
仮設工事		1.03	1.03	1.01	1.01
土工事		1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事		1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事		1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート		1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事		1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい		1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13

工種	摘要	4週8休以上 (月単位)		4週8休以上 (通期)	
		新営	改修	新営	改修
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.02	1.02	1.01	1.01
撤去	各工種による				
取り壊し		1.02	1.02	1.01	1.01

※市場単価 (物価資料の緑色のページ部分の単価) : 市場単価及び補正市場単価の掲載価格の補正率を示す。

物価資料 (物価資料の緑色以外 (茶色) のページ部分の単価) : 物価資料の掲載価格の補正率を示す。

上記の記載がない項目は、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表7 電気設備工事の補正係数 (市場単価等)

工種	摘要	4週8休以上 (月単位)		4週8休以上 (通期)	
		新営	改修	新営	改修
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用 (壁・床)	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	(設置極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票 (金属製)	1.02	1.02	1.01	1.01

表8 機械設備工事の補正係数（市場単価等）

工種	摘要	4週8休以上 (月単位)		4週8休以上 (通期)	
		新営	改修	新営	改修
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンバー類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト附属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニット除く)	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22

附則

この運用は、令和7年1月1日以降に公告する工事から適用する。

附則

この運用は、令和7年4月1日以降に公告する工事から適用する。